

法人理念	社会福祉協議会は、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保険・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の皆様住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、さまざまな活動を行っています。
職種	介護職員
就業場所	能代市社会福祉協議会 訪問介護事業所（能代市上町12番4号）
雇用形態	准職員（パート）雇用期間の定めはありません
仕事の内容	訪問介護事業所における介護業務 ○利用者宅を訪問し、日常生活介助を行います。食事・排泄・入浴等の生活援助や身体介護をしていただきます。 ○訪問先は能代市内で、自己所有車を使用して頂きます。 ※私有車の業務使用中に、事故など第三者に損害を与えた場合の損害賠償は、自動車保険で対応できる部分以外は本会が負担します。 ○訪問件数は1日当たり4～5件程度です。
必要な免許・資格	介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級または旧2級課程修了者のいずれか 普通自動車運転免許（AT限定可）
必要な経験など	訪問介護員の経験は問いません。
加入保険など	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金
雇用条件	時給 1,103 円（生活援助）、時給 1,320 円（身体介護）
1. 賃金	
2. 通勤手当	毎月 31,600 円まで（通勤距離による）
3. 資格手当	8,000 円（介護福祉士などの資格所有） 4,000 円（介護職員初任者研修修了など）
4. 処遇改善手当	毎月 2,000 円 ≪ 1ヶ月の給料の目安（介護福祉士の場合） ≫ ① 生活援助 10 時間/週 1,103 円×週 10H=11,030 円 ② 身体介護 10 時間/週 1,320 円×週 10H=13,200 円 給料=(①+②)×4.3 週+資格手当+処遇改善+通勤手当 =(11,030 円+13,200 円)×4.3 週+資格 8,000 円 +処遇改善 2,000 円+通勤手当 =114,189 円+通勤手当
5. 賞与	年 2 回 【36,000 円～85,000 円】×2 回 勤続年数により金額が変わります。6 月と 12 月に支給。

6. 特定処遇改善一時金	3月に一時金として支給（4月～3月分） 介護職員 3,700円（一月当たり）
7. 就業時間	6:00～23:00（1日4～5時間程度）
8. 休日	休日はシフトによります。土曜日または日曜日の出勤は月に1～2日程度です。 勤務時間、休日等については相談に応じますので、子育てや孫のお世話の合間にお仕事ができます。
提出書類	○履歴書 1部 ○資格証の写し 1部
スキルアップ	働きながら資格が取得できるよう、資格取得支援制度があります。 ※介護福祉士実務者研修や介護福祉士資格取得、介護支援専門員資格取得、社会福祉士資格取得など
その他福利厚生	健康診断、インフルエンザ予防接種の助成を行っております。また、ユニフォームの支給があります。 育児・介護休業法に基づく育児休業や介護休業を取得できます。
備考	雇用開始：随時 雇用期間：62歳以上の方は、雇用期間（年度毎）の定めがある有期職員での採用となります。

・応募される前に見学も可能ですので、お気軽にご連絡下さい。

## 女性活躍推進法に基づく、本会の実績値に関する情報

### ①採用した労働者に占める女性労働者の割合（R6年度採用）

	正職員	非正規職員
男性	33%	30%
女性	67%	70%
全体	31%	69%

### ②労働者に占める女性労働者の割合（R7.4.1時点）

男性	25%
女性	75%

### ③管理者全体に占める女性管理職の割合（係長級より上位の役職）（R7.4.1時点）

男性	31%
女性	69%

### ④男女の平均継続勤務年数の差異（正職員及び有期職員）（R7.3.31時点）

男性	7.9年
女性	8.4年
全体	8.3年

